

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区両国四丁目38番16号

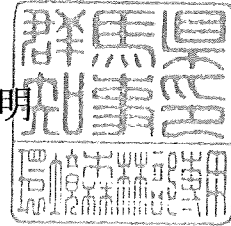
氏 名 黒田興業株式会社

代表取締役 黒田知憲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年 月 日 平成 30年 5月 18日

許可の有効期限 平成 35年 5月 17日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（切断、圧縮）

### (2) 産業廃棄物の種類

中間処理（切断、圧縮）

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④ガラスくず・コンクリートくず  
及び陶磁器くず（以上4種類）

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) ア 中間処理施設（切断、圧縮）の設置場所

群馬県太田市古戸町1244番2、1244番9、1244番10及び1244番12

### イ 中間処理施設（切断、圧縮）の設置年月日

平成 10年 4月 9日

### ウ 中間処理施設の最大処理能力

#### (ア) 施設の種類 切断

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [11.2t/日]

ゴムくず [18.8t/日]

金属くず [118.4t/日]

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [45.6t/日]

#### (イ) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

金属くず [67.8t/日]

### エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市古戸町1244番2、1244番9、1244番10及び1244番12

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 48m<sup>2</sup> 保管容量 90m<sup>3</sup>

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 10年 5月 18日 新規許可

平成 15年 5月 18日 更新許可

平成 20年 5月 18日 更新許可

平成 25年 5月 18日 更新許可

平成 30年 5月 18日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無